

本年6月以降の制度設計WGにおける検討と今後の作業

本年6月以降の制度設計WGにおいて検討した事項	議論の履歴	現在の状況・今後の作業
<b>第1段階関係(法律は成立し、公布済み。2015年4月1日施行が確定。なお自己託送等、一部は既に施行済み。)</b>		
広域的運営推進機関について		
組織・体制及び業務	(第1, 3, 4回)、第6回	WGの議論を踏まえ、定款・業務規程の認可基準を策定済み(本年8月に設立認可済み)
設備形成ルール(整備計画策定手続き、受益と費用負担等)	(第1, 3, 4回)、第6, 7, 8, 9, 12回	
系統アクセスルール	(第1, 3, 4, 5回)、第7, 12回	WGの議論を踏まえ、広域機関の送配電等業務指針及び国の認可基準の策定を進める。
地域間連系線等に係る利用ルール	(第1, 3, 4回)、第9, 12回	
系統情報の開示ルール	(第1, 5回)	ガイドラインを改定済み。広域機関の業務規程、送配電等業務指針及び国の認可基準の策定を進める。
広域的運営推進機関における取組	第6回	WGにおける設立準備組合からの報告及び議論を踏まえ、組織、システム等の準備を進める。
供給計画・需給計画について		
提出内容、手続き	(第1回)、第7, 8, 9回	第1段階については、第9回WGへの提示内容をベースに省令、ガイドライン化を進める。需給計画については、広域機関の業務規程、送配電等業務指針及び国の認可基準の策定を進める。
特定自家用電気工作物設置者(特定自家発)について		
緊急時の供給勧告の対象となる特定自家発の定義、届出事項	第7回	WGの議論を踏まえ、省令の策定を進める。
適正取引ガイドラインの見直し		
第1段階の制度改正に伴う適正取引ガイドラインの見直し	第10, 12回	WGの議論を踏まえ、改定案をパブリックコメントに付し、改定を実施。
<b>第2段階関係(法律は成立し、公布済み。施行は2016年(法律の公布の日から2年6月以内。未確定))</b>		
小売全面自由化について		
実施スケジュール	第7回	WGに示したスケジュール感を念頭に引き続き準備を進める。
発電事業者の定義、届出や会計整理の内容	第7, 8回	WGの議論を踏まえ、省令の策定を進める。
小売電気事業者の登録、供給力確保、業務改善命令、登録取消	(第2, 4回)、第8, 9回	WGの議論を踏まえ、省令や審査基準の策定を進める。
小売電気事業者による消費者への説明・書面交付	第8, 9回	WGの議論を踏まえ、省令や審査基準、ガイドライン等の策定を進める。(FIT電源の説明ルールや電源構成の開示の在り方、供給停止手続き等のガイドライン等は改めてWGにて議論)
新たな需要場所への入居、供給停止に関するルール	第8, 10回	
旧一般電気事業者の経過措置料金規制に関するルール	第8回	WGの議論を踏まえ、省令や審査基準の策定を進める。
最終保障供給約款、離島供給約款に関するルール	第8, 9回	WGの議論を踏まえ、審査基準の策定を進める。
託送供給等約款の認可対象、事後評価、部門別収支に関するルール	第7, 8, 9回	WGの議論を踏まえ、省令や認可基準の策定を進める。(継続検討とされた事項については、引き続きWGにおいて議論。 ・事後評価の基準(第7回WG資料6-1の9ページ)
設備利用形態を踏まえた託送料金の割引	第9, 10, 11回	WGの議論を踏まえ、合意を得られた部分については2016年から実施。合意が得られない部分は引き続きWGにて議論。※第11回WGの結果、異なる結論になることがあり得る。
停止中発電所や揚水発電向けの供給の整理	第11回	WGの議論を踏まえ、必要な制度上の対応、関係事業者への対応を行う。
スイッチング支援システムの検討	第6, 7, 8, 9, 11回	作業の検討を踏まえ、関係事業者においてシステム構築を進める。
スマートメーター導入環境の整備と今後の対応	第6回	WGへの報告内容に沿って、スマートメーター制度検討会及び関係事業者における検討・取組を進める。
スマートメーターから得られる情報の提供ルール	第7回	実務者会合の検討を踏まえ、関係事業者においてシステム構築を進める。
同時同量・インバランス制度について		
インバランス料金の算定ルール	第7, 8, 9回	WGの議論を踏まえ、省令や審査基準の策定を進める。
固定価格買取制度とインバランス制度	第8, 10回	WGの議論を踏まえ、省令等の策定を進める。なお、回避可能費用の在り方については、WGの議論も申し送り事項とした上で、新エネルギー小委員会において検討。
インバランス精算の業務フロー	第10, 11回	WGの議論を踏まえ、省令等の策定を進め、関係事業者において必要な準備を進める。
発電所のメーターについて	第10回	WGの議論を踏まえ、必要な制度上の対応、関係事業者への対応、行政によるチェックを行う。
計画値同時同量の業務フロー	第10, 11回	WGの議論を踏まえ、必要な制度上の対応、関係事業者への対応を行う。[P]
供給計画・需給計画について		
提出内容、手続き	第7, 8, 9回	WGの議論を踏まえ、様式やガイドラインを検討(ガイドライン案等を今後WGに提示予定)需給計画については、広域機関の業務規程、送配電等業務指針及び国の認可基準の策定を進める。
送配電部門の調整力確保について		
調整力確保の考え方、必要となるラインナップ、量、費用	(第3, 4, 7回)、第8, 10回	WGの議論を踏まえ、託送省令や認可基準等の策定を進める。 なお、WGの指摘事項を踏まえ、上げしろ等については改めてWGにて説明。また、予備力の考え方や必要量は、広域機関における再検討、再エネの導入量の見込みを踏まえた再検討など、必要な見直しを随時行う。 また、託送料金の認可プロセスの中でも査定を行う。 インバランス収支の取扱いは、今後、事務局にて検討。
広域的運営推進機関のルールについて		
電源入札制度	(第2回)、第7回	WGの議論を踏まえ、今後、広域機関の業務規程や送配電等業務指針等を策定。国においても、必要な検討を行い、認可基準を策定。
常時バックアップ・部分供給について		
第2段階後の常時バックアップ、部分供給の在り方	第9, 11回	WGの議論を踏まえ、必要なガイドライン改定、事業者における料金設定等を進める。
適正取引ガイドラインの見直し		
第2段階の実施に伴う適正取引ガイドラインの見直し	(第3, 5回)、第10, 12回	WGの議論を踏まえ、ガイドラインの改定案について、改めてWG等の場で検討。
家庭等の需要家への自由化の周知、広報		
家庭等の需要家への自由化の周知、広報		電力システム改革専門委員会報告書を踏まえ、今後、国や事業者等が積極的に行う
<b>第3段階関係(来年の通常国会に法案提出を目指す。実施時期は2018年~2020年目途(未確定))</b>		
法的分離について		
業規制の実施、対象事業者	第8回	WGの議論を踏まえ、法制化作業を進める。
行為規制	(第7回)、第8, 9回	WGの議論を踏まえ、大枠については法制化作業を進める。詳細は、法案成立後、ガイドライン化(ガイドラインは改めてWG等の場で検討)。
送配電部門の調整力の確保	(第3, 4, 7回)、第8, 10回	第2段階にて措置されるが、継続的に見直しや妥当性のチェックを行っていく。
災害時等の関係事業者の連携ルール	(第4回)	広域機関発足後、広域機関にて段階的にルール整備(国も業務規程の認可基準等の形で検討)
リアルタイム市場(送配電部門が調整力を確保するための市場)		今後、第3段階の実施に向け、WG等の場において検討を進める。
一般担保規定について		
一般担保規定の取扱い	第9, 10回	新弁償に係る経過措置の終期に関するWGの指摘も念頭において、法制化作業を含め適切な制度設計を行う。
経過措置料金規制の撤廃について		
経過措置料金規制の撤廃要件	(第2回)	今後の市場の競争環境を踏まえ、必要に応じて、さらなる具体化を検討。
経過措置解除の実施単位	第9回	WGの議論を踏まえ、法制化作業を進める。
<b>その他</b>		
卸電力市場の活性化		
市場のモニタリング	(第1, 4回)、第6, 9回	引き続き事務局にて継続的に実施し、適時WGに報告。
一般電気事業者、卸電気事業者の自主的取組	(第1, 4回)、第6, 9回	引き続き、自主的取組として表明された事項について取り組む。
制度的措置	(第3, 4回)	市場のモニタリングの状況を踏まえ、早期・適時評価を行い、検討。
卸電力取引所の法定化	(第3回)	第2種の電事法改正で措置済み。業務規程認可基準等を今後WGで議論。
卸電力取引所における取組	第10回、第11回	引き続き取引所において検討。必要に応じWGに報告。
卸電力取引所への需要家の直接参加		今後WGで議論。
市場監視	第9回	WGの議論を踏まえ、行政において適切な市場監視体制を整備。
公営電気事業に関する契約見直しガイドライン	第11回	WGの議論を踏まえ、今後、パブリックコメントを経てガイドラインとして公表予定。
容量メカニズムについて		
容量メカニズムの導入について	(第2, 4, 5回)	WGの議論を踏まえ、引き続き、電源入札制度との関係も含め、WGにて導入に向けた論点整理、検討を進める(実施時期未定)。
ネガワット取引の活用		
ベースラインの設定等の当事者間の取引ルール	第9回	「ネガワット取引のガイドライン作成検討会」において引き続き検討
電気事業法における規制(インバランス制度の適用等)	(第3回)、第9回、第11回	WGの議論を踏まえ、必要に応じ託送制度の対象とするための法制化作業を進める。
既存の需給調整契約の見直し	第9回	WGの議論を踏まえ、一般電気事業者において、対応を進める。